

Community School

コミュニティ・スクール

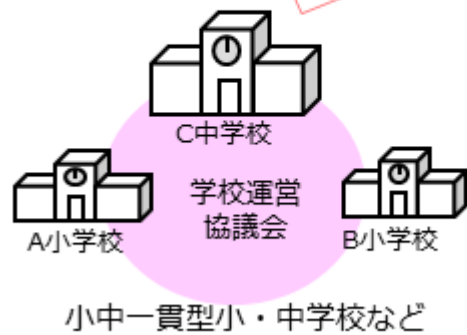
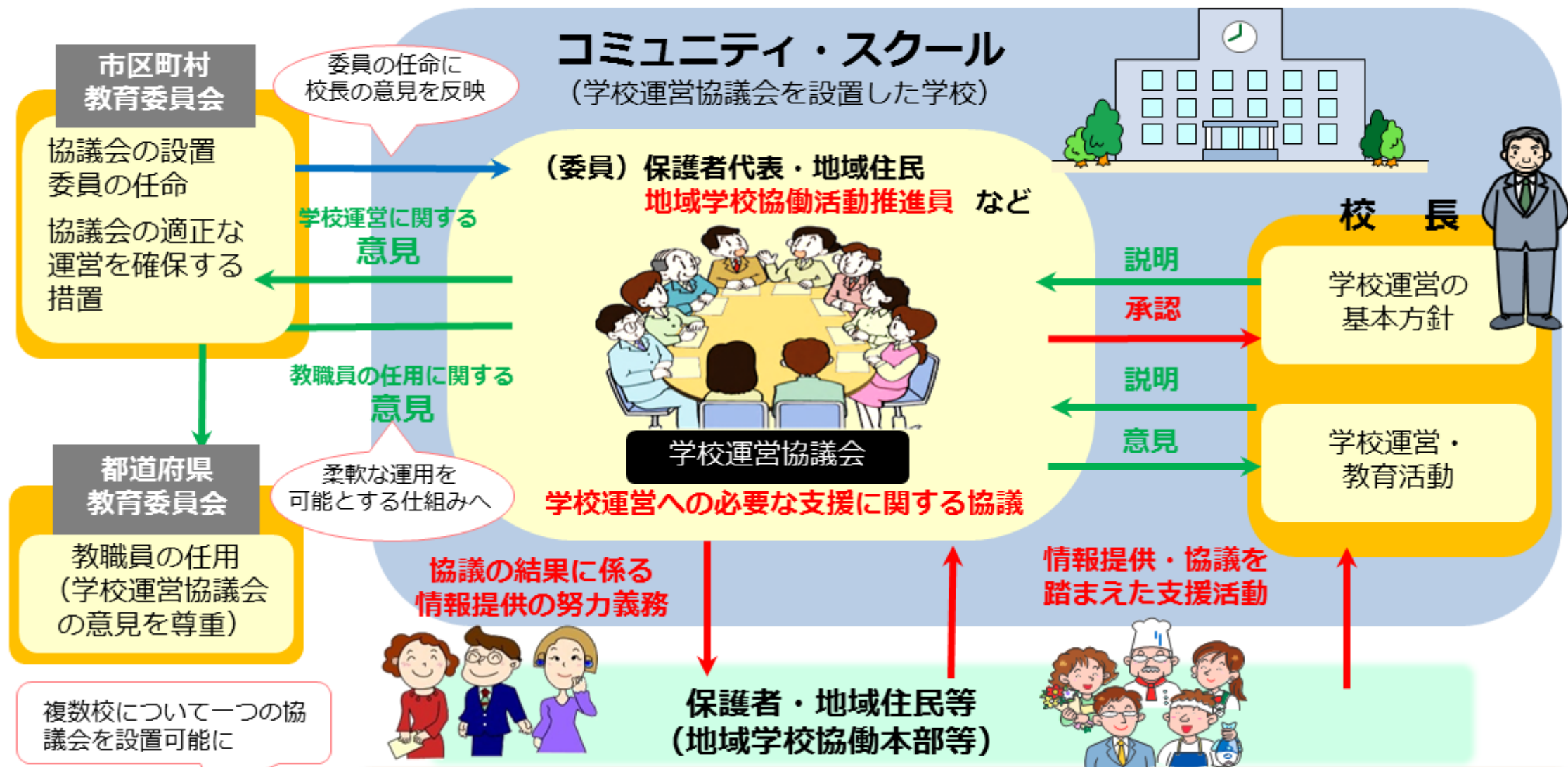


学校運営協議会設置と質の向上に向けて

【令和7年度改訂版】



文部科学省 学校と地域でつくる学びの未来HPより



<学校運営協議会の主な役割>

地教行法第四十七条の五

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができること

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について

コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会」を設置している学校のこと。



「学校運営協議会制度」は、次の法律に基づく制度で、主に3つの機能をもちます。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5」H16制定、H29改正

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置。

- ①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。(必須)
- ②学校運営について、教育委員会又は校長に**意見を述べる**ことができる。(任意)
- ③**教職員の任用に関して**、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に**意見を述べる**ことができる。(任意)

文部科学省「コミュニティ・スクールの作り方」より

改正事項

①学校運営協議会の設置を努力義務化

②学校運営への必要な支援に関する協議の役割と、必要な委員を追加

（役割）協議の結果に関する情報提供の努力義務化

（委員）地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

③委員の任命に関する校長の意見申出を規定

校長がリーダーシップを発揮できる仕組みを規定

④任用に関する意見の柔軟化

教職員の任用に関する意見の対象とするか、教育委員会規則で規定

（例：市町村教育委員会がその任用に関する事務を行う職員は除く）

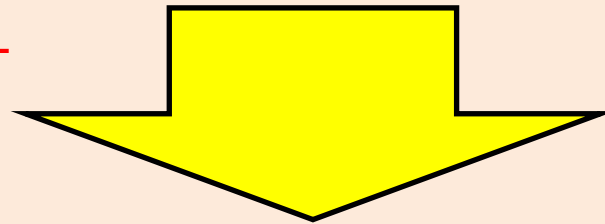
⑤複数校で一つの協議会を設置することを可能に

小中一貫教育など、相互に密接な連携を図る必要がある場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる

◎学校運営協議会設置の努力義務化

【改正前】

教育委員会は、…その指定する学校の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。



【改正後】

教育委員会は、…学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。

これまでの指定制度は廃止

なぜ、学校運営協議会が導入されたか

○学校と家庭・地域との連携

→制度的な仕組みがあれば、校長、教職員の人事異動があっても、協力体制が維持できる。

○PTA組織、活動内容の改善

→学校の補完的存在（例：役員が決まらない）から、再び、教員とともに子供の健全育成を目指す共同体へ。

○安心・安全な学校、地域づくり

→2011年の東日本大震災を念頭に、
登下校、地域活動時の安全対策、
緊急時の避難場所としての学校、
避難所運営、
緊急事態時の学校再開 等



堀井 啓幸 常葉大学教育学部教授(元山梨県立大学人間福祉学部教授)

山梨県教育庁義務教育課

学校評議員制度の形骸化

・学校の運営の在り方に家庭・地域の代表の方が入って、もう少しよい学校をつくり上げていこうという動きになった。具体的には、平成12年に学校評議員制度ができた(学校教育法施行規則49条)。


・学校評価の取組と相まって、全国的な広がりを見せたが、**学校評議員の権限はあくまで「意見を述べる」ことにとどまり、その意見も拘束力を伴わない**ことから、拡大に伴いその形骸化も指摘されるようになった。

学校運営協議会制度の誕生

・学校評議員制度の形骸化に伴い、さらに「社会総掛かり」で子供を育てていくこと、そして「地域に開かれた学校づくり」を一層推進するため、平成16年に学校運営協議会制度ができた(地方教育行政の組織及び運営に関する法律47条5)。

*ただ、もともと山梨県では学校と家庭、地域の連携がよく、あえて制度を取り入れることでギスギスしてしまうことの懸念がある。

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と学校評議員の違い

	学校運営協議会	学校評議員
法令上の根拠	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」 第47条の5 （努力義務）	「学校教育法施行規則」第49条 *「……置くことができる」 （任意設置）
目的	・ 保護者や地域住民等が一定の権限 をもって、 学校運営に参画 することにより、「目標やビジョン」を共有して、社会総がかりで子供たちの健全育成や学校運営の改善に取り組む。	・開かれた学校づくりを一層推進していくため、 保護者や地域住民等 の意向を反映し、その協力を得るとともに、 学校として説明責任を果たす。
位置付け	・法律に基づき教育委員会より任命された委員が、 一定の権限と責任 を持って、学校運営とそのために必要な支援について協議する 合議体 の機関。	・校長が 必要に応じて 学校運営に関して、保護者や地域の方々の 意見を聞く。 ・ 合議体ではない。
任命	・ 教育委員会が任命 (委員の身分は、 非常勤特別職の地方公務員)	・ 校長が推薦し、設置者が委嘱
主な内容	・以下の具体的な権限を有する。  ① 学校運営に関する基本的な方針 について 承認 する。 ※R8年度から変更あり(詳細はp28) ② 学校運営 に関して教育委員会又は校長に 意見を述べる ことができる。 ③ 教職員の任用 に関して教育委員会規則に定められた範囲において 意見を述べる ことができる。	・学校評議員は、 校長の求めに応じて 、学校運営に関する意見を述べる。 ・学校評議員に 意見を求める事項は、校長が判断 する。
人数	・ 教育委員会 が定める。	・ 校長 が定める。
報酬	・ あり	・ 設置市町村の定めるところによる

既存の仕組みをベースに学校運営協議会制度へ

基本的な考え方

「学校評議員」や「学校関係者評価委員会」、様々な学校支援の取組等は、学校と地域の協働関係・信頼関係の土台となる大切な取組。それをベースとし、段階的にコミュニティ・スクールに発展していくことで、組織的・継続的な体制が構築され、従来の取組も一層充実していく。

保護者や地域住民等が学校運営に参画する持続可能な仕組みの構築

コミュニティ・スクールへの過渡的な段階の姿として捉えて推進

学校と地域の協働関係・信頼関係の土台となる大切な取組

コミュニティ・スクール (学校運営協議会を設置した学校)

学校運営協議会規則（教育委員会規則）を作成し、地教法に基づく仕組みに位置づける

自治体類似の仕組み (〇〇型コミュニティ・スクールなど)

地域住民や保護者等が学校運営や教育活動について協議し意見を述べる会議体*

※教育委員会の規則や、教育委員会の方針等に基づき学校が作成する要綱等により設置されている会議体で、校長の求めに応じた意見聴取にとどまらず、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べることができる会議体（任用等に関する意見を主活動として位置づけていない協議会も含む。）

学校関係者評価委員会

学校運営協議会で一体的に展開

学校関係者評価委員会は、学校関係者評価を実施するための任意設置の会議体です。

学校教育法第42、43条、同法施行規則第67条

学校評議員制度

学校運営協議会への移行を積極的に推進

学校評議員制度は、学校評議員が、校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べる制度です。

学校教育法施行規則第49条

類似の仕組みからコミュニティ・スクールに発展させる主なメリット

- ◆ 事業としての類似の仕組みから、法に基づく学校運営協議会の仕組みに発展することで、組織的・継続的な連携・協働体制の確立が可能となる
- ◆ 学校運営の当事者として委員から意見が得られ、学校運営の改善・充実が図られる
- ◆ 学校・家庭・地域において共通したビジョンをもった教育活動等が可能となり、主体的・能動的な取組となる
- ◆ 基本方針の承認を通じて、地域等に対する説明責任の意識が向上し、地域等の理解・協力を得た風通しのよい学校運営が可能となる
- ◆ 学校運営の改善を果たすPDCAサイクルが確立しやすくなる

- ◆ 学校・教育委員会が、主体的に取り組んでいる地域との連携に関する実践を効果的に生かしていく視点が必要。
- ◆ 学校・教育委員会が自らコミュニティ・スクールの意義や成果等を理解し、その道を選ぶことが大切。

※文部科学省 コミュニティ・スクールの作り方（「学校運営協議会」設置の手引き（令和元年改訂版））をもとに作成

17
文部科学省 令和7年度CS関係課説明資料より

既存の仕組みをベースに学校運営協議会制度へ

基本的な 考え方

「学校評議員」や「学校関係者評価委員会」、様々な学校支援の取組等は、学校と地域の協働関係・信頼関係の土台となる大切な取組。それをベースとし、段階的にコミュニティ・スクールに発展していくことで、組織的・継続的な体制が構築され、従来の取組も一層充実していく。

<学校運営協議会の設置後、
学校評議員や学校関係者評価はようになる?>

・学校評議員 → 学校運営協議会へ移行

・学校関係者評価・・・学校運営協議会で実施

コミュニティ・スクールにすることによる成果

学校と地域の相互理解、連携・協働が進むことで、子供たちや学校、地域の関係者全員にメリットがある

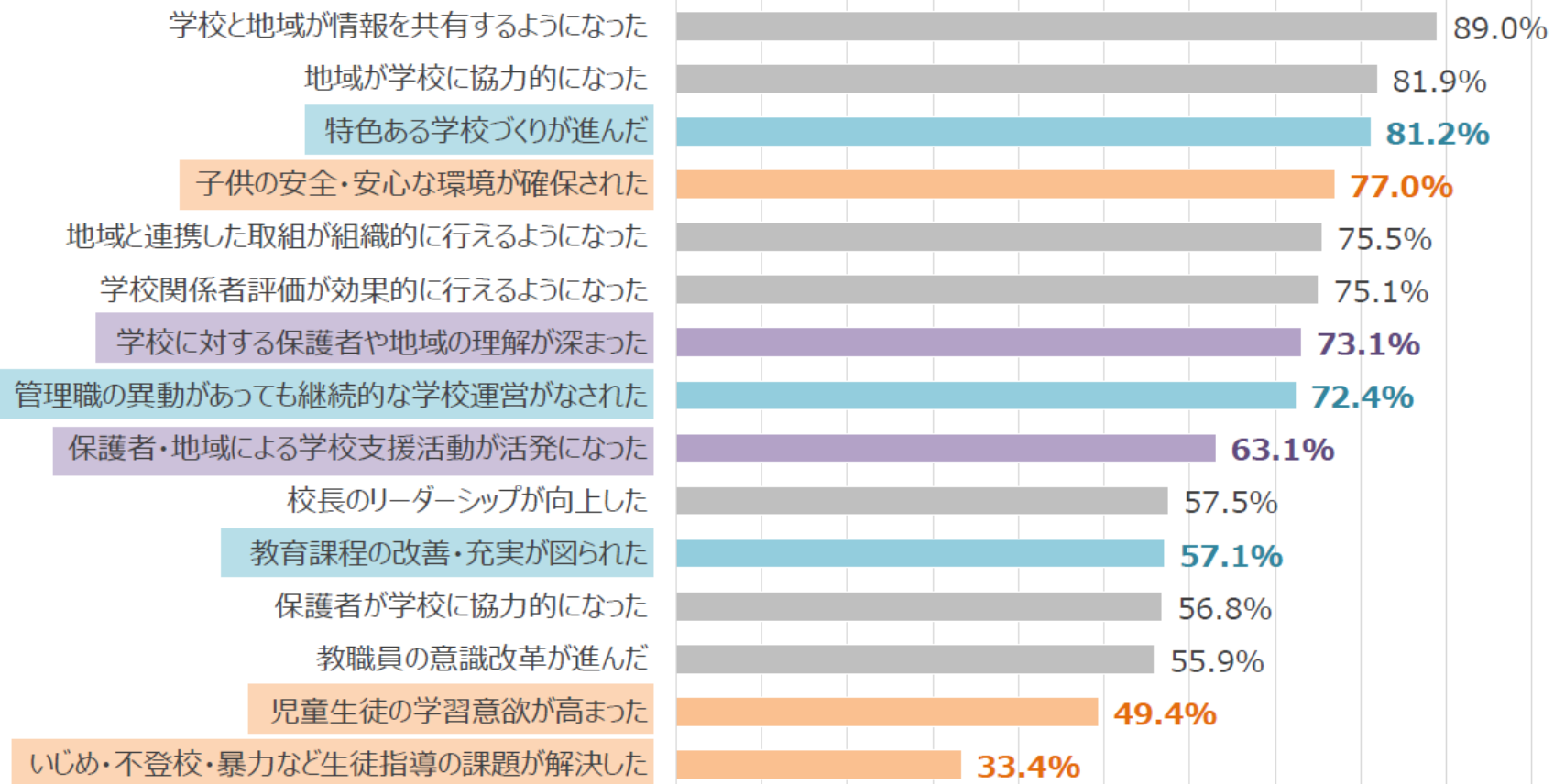
CS導入校の校長を対象とした調査

Q：貴校では学校運営協議会の設置・活動によって、どのような成果がえられましたか？

学校
(教職員)
への効果

地域
(保護者含む)
への効果

子供たち
への効果



※ CS導入校（校長）を対象とした調査において、肯定的な回答（「とてもあてはまる」「まああてはまる」の合計）のあった項目のうち主要なものを抜粋
出典：学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究（2021.3）（令和2年度文部科学省委託事業）

なぜコミュニティ・スクールが必要だと感じたのですか？

(『コミュニティ・スクールの作り方』文部科学省より)

「社会に開かれた教育課程」の実現のために

これからの学校は、変化の激しい社会の動向にしっかりと目を向け、学校の教育課程を工夫し、子供たちの将来を見据えた教育活動を展開する必要があります。新学習指導要領の重要なポイントである「社会に開かれた教育課程の実現に向けて、まずは保護者や地域住民との情報や課題を共有し、「これからの時代を生きる子供たちのために」という共通の目標・ビジョンを設定し、同じ思いで日々の教育活動を進めていきたいと考えたからです。



地方創生（学校を核とした地域づくり）を目指して

この町の人口減少は喫緊の課題です。学校と地域の両方を元気にするには、学校を核として地域全体で共通の目標・ビジョンをもって取り組む「コミュニティ・スクール」の仕組みが必要だと思ったからです。「大人が学ぶ」姿を子供たちに見せることで、町・地域は「自分たちで創るんだ」ということを感じてほしいと思っています。





社会総掛かりで子供たちを育む体制を作りたい

学校評議員の方からは、これまでたくさんの御意見をいただき、学校運営に反映してきました。しかしこれからは、意見をいただくだけでなく、多くの地域住民や保護者にも、学校と方向性を合わせ、“一体となって” 子供たちの成長に関わっていただけるような体制を作り、後世に残る学校にしたいと考えたからです。

「信頼できる大人と関わる機会」をたくさん作り、子供たちの自己肯定感や主体性・多様性・協働性を身につける機会をたくさん設けたいと考えています。

義務教育9年間の学びの充実のために

「小中一貫教育」を実現するためには、教育課程だけでなく、子供たちの家庭や地域での学び、発達段階に応じた「心の成長」等も一緒に考えていく必要があります。そこで、保護者や地域住民と子供たちの義務教育9年間について、膝をつき合わせて協議する場として、学校運営協議会を設置する必要があると感じたのです。



連携・協働体制の構築に向けて（働き方改革の視点を含め）

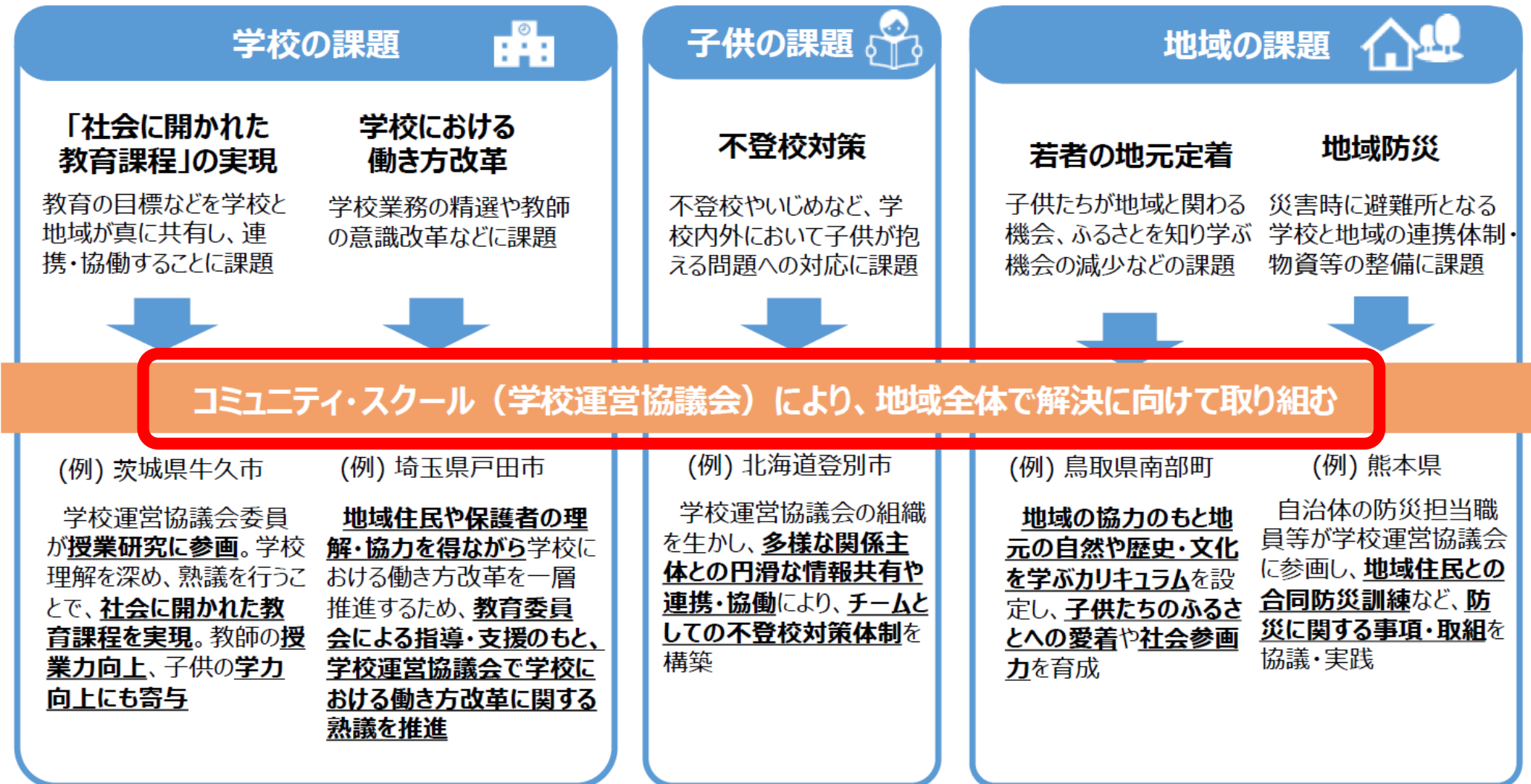
私たちの町には、「社会教育関係団体」がたくさんあります。それらの団体等と学校との関係を一度整理し、「依頼する⇔される」という関係ではなく、目標や役割分担等について話し合う場を設定すべきではないかと考えました。学校と地域はパートナーとして連携・協働し、子供たちの学びを充実させていくとともに、地域づくりも考えていく必要があると考えます。

学校と地域をとりまく課題解決のための仕組み（プラットフォーム）

学校や子供たち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せるのではなく、**地域全体で解決を図る**必要性

→ 学校と地域が目標や課題を共有し、協議する**仕組み** = **コミュニティ・スクール**

→ 保護者や地域住民等が**当事者意識**を持って参画することで、様々な取組が活性化



文部科学省 令和7年度CS関係課説明資料より

山梨県教育庁義務教育課

Yamanashi Prefectural Board of Education Compulsory Education Division

コミュニティ・スクールにより、学校や地域の課題解決に取り組んだ事例①

茨城県牛久市立の小中学校では、学校運営協議会委員が授業研究に参画することで、学校教育に対する理解を深め、教育課程を通して子供たちに身に付けさせたい資質・能力を熟議することにより、「社会に開かれた教育課程」を実現している。

取組に至った背景

- ◆牛久市では、コミュニティ・スクールを導入するも、地域が具体的に何をすればよいのか、学校・地域ともにイメージを持っていないことが課題だった。
- ◆児童生徒の実態や教師の多忙さを地域の方に説明しても、十分な理解が得られなかった。

特徴的な取組

- ◆校内授業研究会などの機会に協議会委員が授業を参観し、授業参観後には協議会委員が教師と共に授業を振り返る研究協議を設けることで、指導法の意図や子供の実態についての共通理解を図る。
 - ➔授業内における子供同士の関わり合い方や、ノートの記載内容等について、教師と違った視点を含めた研究協議は、学校にとって貴重な機会。
- ◆学校運営協議会において、学校の教育目標と地域の課題解決を柱とした熟議により、教育課程の検討を行う。
- ◆子供に育てるべき資質・能力や地域の課題について、学校と地域が相互に理解した上で、様々な地域学校協働活動を展開。
 - ➔子供の学びと地域課題の解決の両立を目指した取組となった。
- ◆一部の協議会では、卒業生（大学生）が委員として参画。
 - ➔若者の視点を取り入れたことで熟議の活性化につながった。

牛久南中学校での実践



協議会委員が校内研究授業に参画することで、子供たちの学びの実態について理解を深める。



授業のねらいや子供たちの様子について学校と地域が共通理解した上で、子供たちに身に付けさせたい資質・能力や地域学校協働活動の在り方等について熟議。



熟議の結果を踏まえ、子供たちが地域住民と一緒に地域活性化に向けて取り組む内容を、総合的な学習の時間の探究課題に設定し、単元を計画。



地域の思いや願いに触れた子供たちは、主体的に地域活性化に寄与する様々な取組を実践。地域に貢献することによって味わうことのできるやりがいや喜びを学んだ。

成果・効果

- ◆地域住民の学校教育に対する理解が深まったことで、学校の現状や課題を踏まえた議論が可能となり、「社会に開かれた教育課程」を実現。
 - ➔子供の学びが地域の活性化につながる「学校を核とした地域づくり」へ。
- ◆授業づくりのサイクルに協議会委員も参加し、教師の授業力向上に貢献。
 - ➔質の高い学びにつながり、子供たちの学力向上にも寄与。

市内校長の声

- 学校と地域の連携・協働が進むにつれて、地域の方を講師とした授業が、講義形式から課題解決型に変容するなど、子供たちの学び方が変わっていきました。
- 植物栽培の技術指導や、教材としての企業関係資料の提供など、地域の方が授業づくりに協力して下さることで子供たちの学びの質が高まっています。

コミュニティ・スクールにより、学校や地域の課題解決に取り組んだ事例②

地域住民や保護者の理解・協力を得ながら学校における働き方改革を一層推進するため、教育委員会による指導・支援のもと、学校運営協議会で学校における働き方改革に関する熟議を推進。（埼玉県戸田市）

背景

- ◆ 学習指導要領の求める「授業改善」には、学校における働き方改革が不可欠。
- ◆ 働き方改革に向けて学校では様々な取組を進めてきたが、市や学校主体で取り組めることには限界が見え始めていた。

教育委員会の取組

◆ 市教委主催による研修の実施

市内全小中学校の学校管理職や学校運営協議会委員等に対し、**CS導入前や導入当初に積極的に研修を実施**。CSの意義や好事例についての共通理解を図るとともに、「**学校・教師が担う業務に係る3分類**」についても理解を深める場とした。



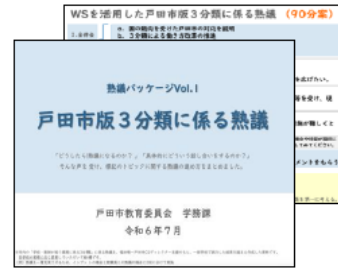
CSディレクターによる校内研修

◆ CSディレクターの派遣

CSの知見や実践が豊富な有識者である「**CSディレクター**」を任用。市教委主催の研修における講師のほか、各学校の派遣要請にも対応し、熟議の進行や運営方法についての助言やファシリテーターを担ってもらうことで、**学校が自走するまでの負担軽減**を図っている。

◆ 熟議パッケージの作成

熟議の進行方法や留意点等をまとめた資料を市教委が作成。例示として、「学校における働き方改革」をテーマとした進め方やワークシートのモデルを各学校に配布。



市教委作成の熟議パッケージ

支援

学校・学校運営協議会の取組

<戸田市立戸田南小学校の例>

- ◆ **学校における働き方改革に関するテーマ**について、教職員を交えた拡大学校運営協議会での熟議を含め、**継続的に取り扱う**など重点的に取り組む。
- ◆ 学校運営協議会委員に授業見学、学校行事への参加等を積極的に案内するとともに、子供たちを交えた熟議の実施や、総合的な学習（PBL）の成果を学校運営協議会で発表する場の創設により、**子供たちの学びや学習環境への理解**を深めた。



教職員を交えた拡大学校運営協議会

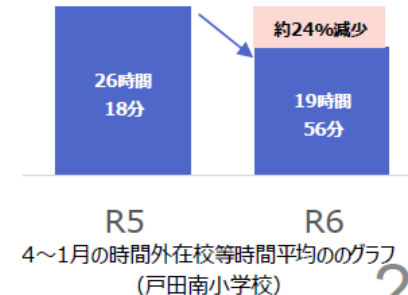


地域住民による登校時の見守り

- ◆ 学校と家庭・地域の相互理解が促進され、**信頼関係**が構築。**学校運営協議会での本音の議論、各取組の見直しや精選が可能となった**。
- ➔ 入学当初の1年生の**登校後や休み時間の見守りなどの生活支援の一部を地域の方へ依頼**。

成果と今後の展望

- ◆ 市内の教職員の**時間外在校等時間が減少**。
- ◆ 戸田南小のように、学校運営協議会ごとに工夫を凝らした取組が見られはじめるようになった。
- ◆ 今後は、教育委員会の支援を**学校の実情に応じて伴走**することでさらに**自走を促していく取組にシフト**。



コミュニティ・スクールにより、学校や地域の課題解決に取り組んだ事例③

鳥取県南部町では、**学校運営協議会を全ての中学校区に設置し、学校・家庭・地域が育てたい子供像や目指すべき教育のビジョンを共有。「地域とともに歩む学校づくり」により、町ぐるみで若者の地元定着を図っている。**

背景・取組概要

- ◆子供たちが地域と関わる機会や、ふるさとを知り学ぶ機会の減少、**若者の転出者の増加などに課題。**
- ➔地域の協力のもと、郷土の自然や歴史・文化を学ぶカリキュラム「**まち未来科**」を生活科・総合的な学習の時間に設定。子供たちがふるさとに愛着をもち、未来を生き抜く力の育成を目指す。

工夫・ポイント

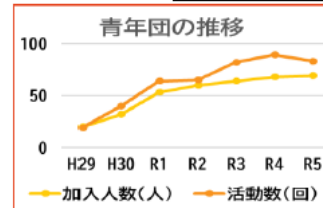
- ◆年長から中学3年までの10年間を通して、**各校区の特徴を活かした一貫したカリキュラムを設定し、学年ごとの目標・テーマに沿った体系的な学びを実現。**
- ◆中学校区の学校運営協議会の下部組織として、各学校別に「**CS委員会**」を設置し、**子供や学校の実態に即した熟議や活動を実施。**

特徴的な取組

- ◆地域の方を講師とした「特産物」や「伝統文化」の授業を実施。
 - ➔子供が楽しみながら文化を継承し、**高齢者の生きがいにも寄与。**
- ◆夏祭りやバザー等の地区行事で子供たちが活躍できる場を作る。
 - ➔**地域での良い思い出を作ることで、郷土愛を育む。**

成果・効果

- ◆地域の子供を地域全体で育てる意識の醸成。
 - ➔地域学校協働活動に高校生や帰省した大学生も参加。
- ◆地域について学び、地域の中で育ってきた子供たちが、**中学校卒業後も継続して地域とつながる仕組みとして、高校生サークルや青年団を組織。**
 - ➔**地域の担い手、地域を盛り上げる人材としての活躍に期待。**



町議会議員と意見交換する青年団と高校生サークル



多世代が多目的に交流できる町立施設「キナルなんぶ」

10年間一貫したカリキュラム「まち未来科」

「まち未来科」で身につけてほしい4つの力

- ふるさと愛着力**：自分、居る人、地域を愛し、開ける力
- 将来設計力**：自分の夢、目標を持ち、それに向かって自立して取り組む力
- 社会参画力**：地域、社会、環境とよりよくし、いていこうと未来を創っていく力
- 人間関係調整力**：相手の気持ちや立場を理解し、お互いの良さを見つけたり、協力する態度に育ちあう力

「まち未来科」各学年の目標

学年	ふるさと愛着力	将来設計力	社会参画力	人間関係調整力
小学1年	身近な場所や人、物に興味を持ち、関心をもてる。	自分の将来について考える。	身近な社会の仕組みや役割について知る。	友達や先生と協力して活動する。
小学2年	地域の歴史や文化について知る。	自分の将来について具体的に考える。	身近な社会の仕組みや役割について知る。	友達や先生と協力して活動する。
小学3年	地域の歴史や文化について知る。	自分の将来について具体的に考える。	身近な社会の仕組みや役割について知る。	友達や先生と協力して活動する。
小学4年	地域の歴史や文化について知る。	自分の将来について具体的に考える。	身近な社会の仕組みや役割について知る。	友達や先生と協力して活動する。
小学5年	地域の歴史や文化について知る。	自分の将来について具体的に考える。	身近な社会の仕組みや役割について知る。	友達や先生と協力して活動する。
小学6年	地域の歴史や文化について知る。	自分の将来について具体的に考える。	身近な社会の仕組みや役割について知る。	友達や先生と協力して活動する。

身につけてほしい4つの力 × 各学年の目標
育みたい力、学年ごとの目標・テーマを設定。
子供や地域とねらいを共有し、取組に見通しを持たせる。



まち未来会議

中学3年時に**学びの集大成**として、南部町のよさや課題に目を向け、町が抱える課題を解決し、さらに**魅力的な町づくり**を図るといふねらいのもと、地域の様々な立場の人と語り合う「**まち未来会議**」を開催。



コミュニティ・スクールにより、学校や地域の課題解決に取り組む前に大切にしたいこと

「家庭や地域」で道徳教育を深める！



地域と連携した体験活動



保護者も関わる取組



地域も子供も楽しめる行事



学校運営協議会との連携

学校・家庭・地域社会のそれぞれの願いを基に、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことで、より一層、道徳教育の充実を図ることができる。



山梨県教育委員会HPより

学校運営協議会についてはこちら

具体的な実践例は次のページから⇒

◎まずは、地域と学校とで子供や学校をめぐる教育的な課題・目指すべき方向性の共有をすることが第一歩。

学校と地域の情報共有・協力・連携・相互理解

学校関係者評価の充実

教職員の意識改革

学校・地域の課題解決



学校が**元気**に！

地域が**元気**に！

コミュニティ・スクールで変わる
地域とともにある学校の姿

好循環

が生まれています

③ 学校・家庭・地域の課題
解決に向けた動きの進展

① 関わる人々の意識改革
(当事者意識)

② 保護者・地域住民の教育活動への参画
学校・家庭・地域の連携強化

学校運営協議会は、学校の良きパートナーになるものです。

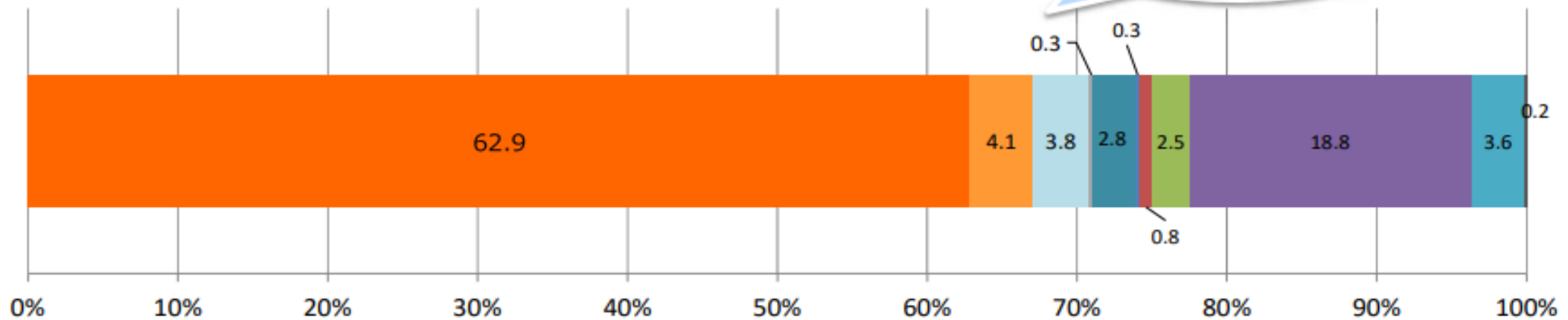
学校運営協議会委員の人数・構成

◆ 委員人数 【CS導入校の回答】

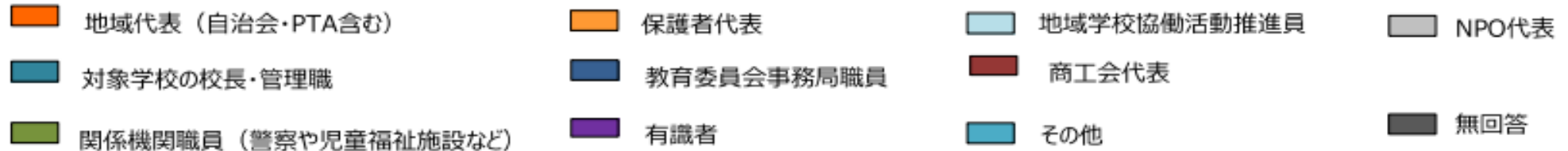
平均13.64人 (H27調査 平均13.36人)

H27からほぼ変化なし

◆ 学校運営協議会の会長の選出枠組 【CS導入校の回答】

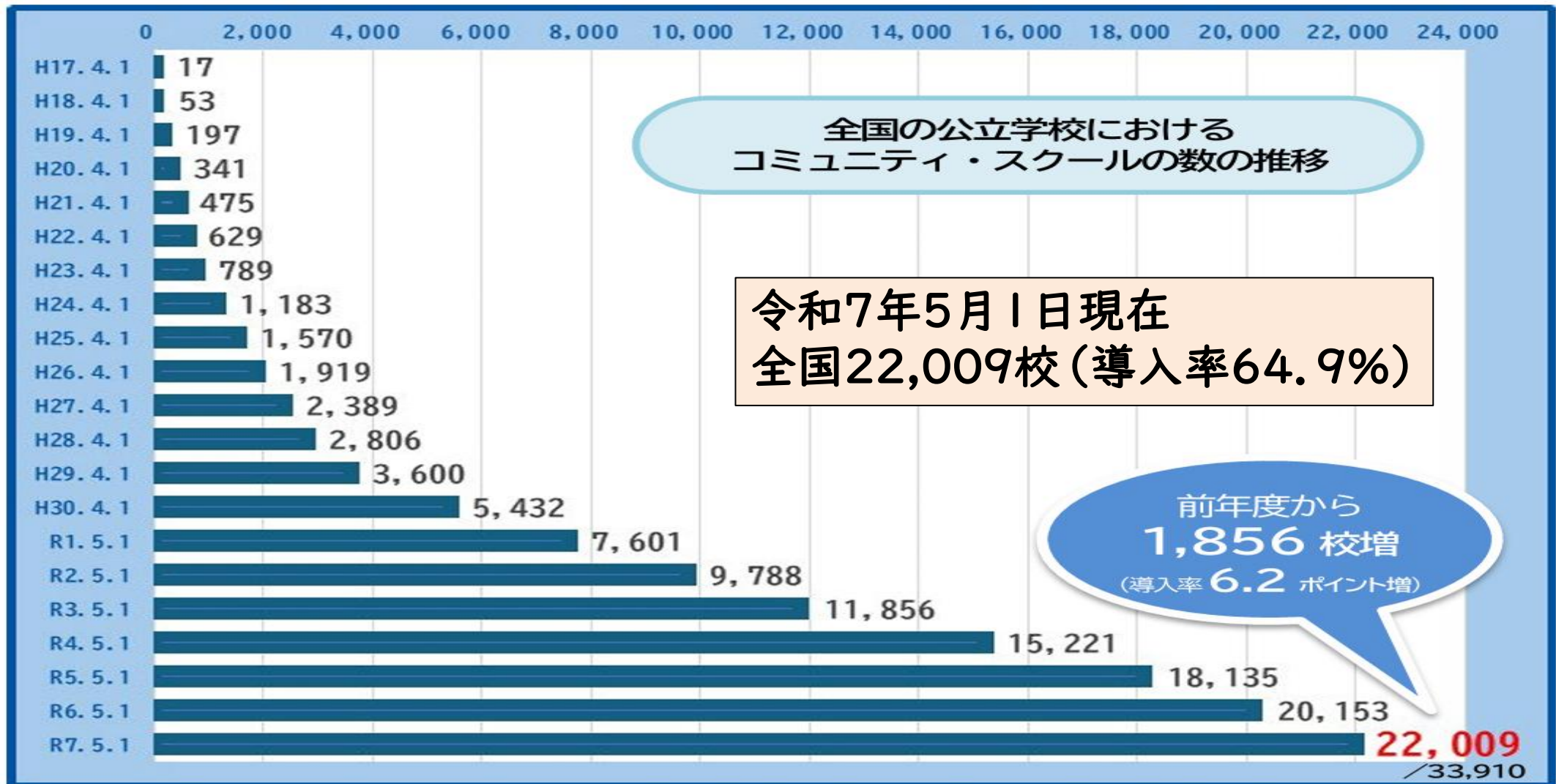


H27調査と比較すると
地域代表が増加している
(9.9%増)



令和2年度学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究報告書より

コミュニティ・スクールの導入校数の推移（全国・全校種）

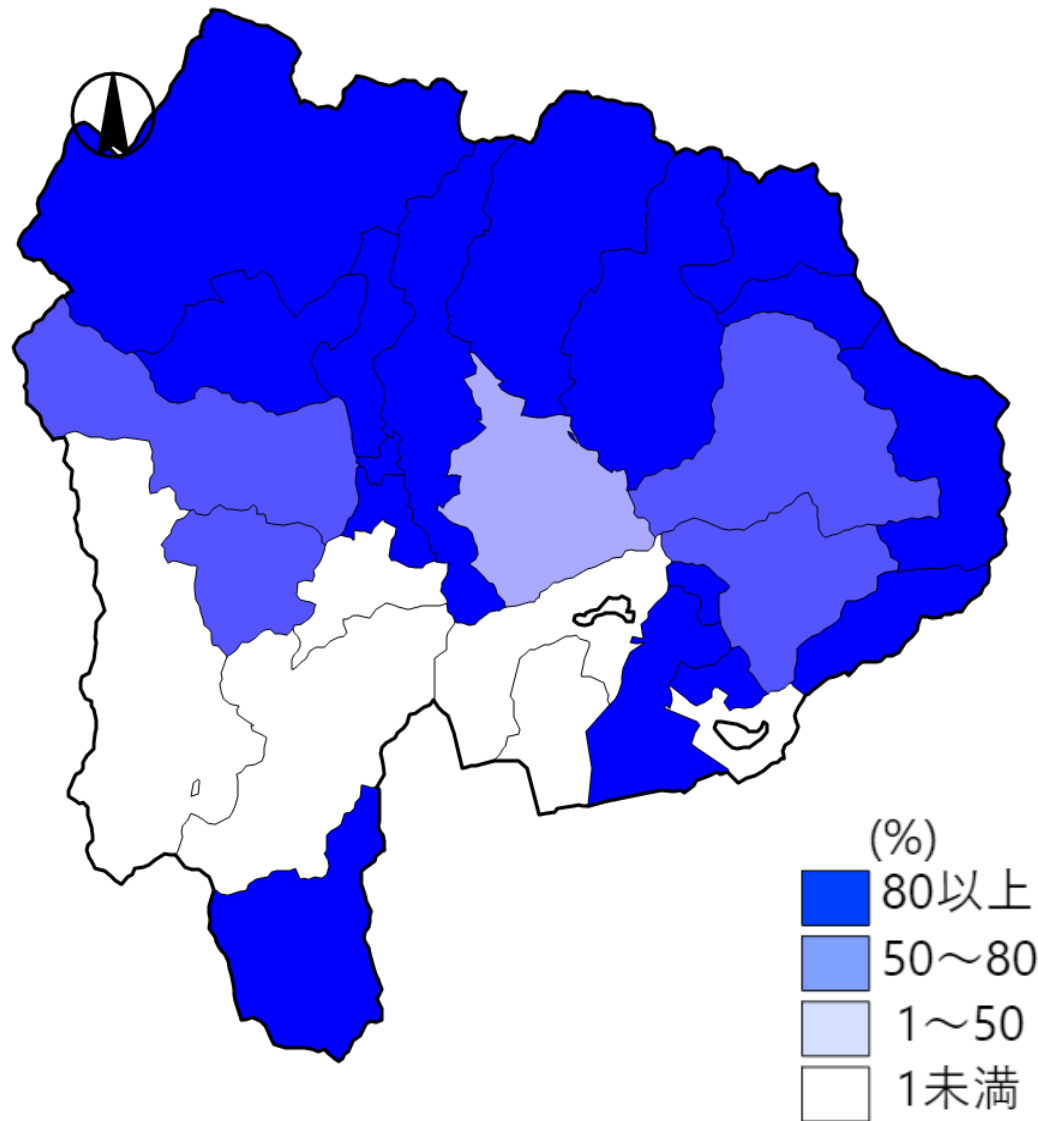


令和7年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査より

導入自治体数も増加
H24 : 125 ⇒ H30 : 550 ⇒ R7 : 1,523

山梨県内におけるコミュニティ・スクール導入の様子 (R7.9.3時点)

小・中学校のコミュニティ・スクール設置率



【域内の小・中学校に全設置済みの市町村=14市町村】

(内訳)

- ・H27:昭和町
- ・R2 : 中央市、甲州市、南部町
- ・R4 : 山梨市、上野原市、忍野村、丹波山村
- ・R5 : 甲府市
- ・R6 : 甲斐市、韮崎市、西桂町、道志村、小菅村

学校運営協議会設置までの取組の例

(例)

学校

教育委員会

コミュニティ・スクール化に向けての共通理解

【任意】学校運営協議会設置委員会

設置委員会に係る予算化・運営

6月:設置推進委員会の趣旨確認
〇〇町学校運営協議会規則の説明
8月:学習会
9月:「目指す子どもの姿」の話し合い
「学校や地域の課題」の話し合い
*必要に応じて要綱(内規)づくり
11月:「目指す子どもの姿」の決定と確認

教育委員会規則(案)の作成・制定

学校運営協議会に係る予算化



委員任命に関する意見の
聴取及び申出

学校運営協議会委員の選出・任命

保護者・地域への周知・広報活動

3月:次年度の学校運営に関する基本方針の
協議
*今年度の学校関係者評価をしても良い

コミュニティ・スクールへ

学校運営協議会の設置

*文部科学省「コミュニティ・スクールの作り方」P6にもスケジュールが掲載されています

学校運営協議会設置後の取組の例～少なくとも年間5回の開催を～

回数	開催時期と主な内容
第1回	◎4月上旬 ・委員任命式 ・会長及び職務代理者の互選 ・学校運営協議会の方針確認 ・今年度の〇〇小学校教育方針及び教職員体制の説明(学校長)
第2回	◎5月～6月 ・学校の近況報告 ・CS年間計画の確認 ・地域学校協働活動の活動報告 ・地域情報の共有 ＊分科会をするのであれば、各分科会より報告
第3回	◎9月～11月 ・学校の近況報告 ・学校予算(事務職員) ・学習状況調査の結果(教務主任) ・〇〇小の児童の健康と体力の実態(養護教諭) ・教職員の任用 ・地域学校協働活動の活動報告 ・地域情報の共有 ＊分科会をするのであれば、各分科会より報告
第4回	◎1～2月 ・学校の近況報告 ・学校評価(自己評価)の説明と学校関係者評価の作成 ・次年度の学校運営基本方針の説明と承認 ・地域学校協働活動の活動報告 ・地域情報の共有
第5回	◎3月 ・学校の近況報告 ・1年間の振り返り ・地域学校協働活動の活動報告 ・地域情報の共有 ＊分科会をするのであれば、各分科会より報告

*上記の他、中学校区合同の会議、学校運営協議会委員の学習会、授業参観、運動会・学園祭参観などを実施

経緯：平成29年の地教行法改正法附則において、施行後5年を目途として、学校運営協議会の活動の充実・設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加えることとされている

1. コミュニティ・スクールに関する現状 2. コミュニティ・スクールの成果と課題

- コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みとして、平成16年の地教行法の改正により制度化
- 平成29年の地教行法改正により、学校運営協議会の設置が各教育委員会の努力義務化
- ▶ 平成29年改正法により、導入数は飛躍的に増加（令和3年5月時点で11,856校（全国の公立学校の33.3%）が導入）
- ▶ 教育課程や働き方改革等学校運営に大きな効果、コロナ禍において地域との連携・協働による学校運営の重要性を一層認識
- ▶ 導入状況の自治体間・学校種間格差や、導入したものの十分な協議がなされず形式的な学校運営協議会になっている事例



3. これからのコミュニティ・スクールの在り方

- 現行の制度（学校運営の基本方針の承認等3つの権限、教育委員会の努力義務等） → 現行制度下において導入数の飛躍的な伸びや学校運営への多大な効果
- 導入促進上の課題や運営上の課題（類似の仕組みとの混同、形式的な会議、学校支援活動との混同等） → 関係者の更なる理解促進が必要

【これからのコミュニティ・スクールの在り方】

関係者の十分な理解と相互の信頼関係の中で、教育長のリーダーシップの下、教育委員会が主体的・計画的にすべての学校へのコミュニティ・スクールの導入を加速し、国はその取組を支援。地域との連携・協働により、対話と信頼に基づく学校運営を実現

【取組の方向性】

(1) コミュニティ・スクールの導入促進

- 教育委員会による導入計画の策定
- 国や都道府県等の丁寧な説明等により、類似の仕組みからの段階的な移行を促進
- 高校、特別支援学校、幼稚園等においても、学校種の特性を踏まえつつ導入を推進

(2) コミュニティ・スクールの質的向上

- 学校と地域をつなぐ総合的な企画・調整役を担う地域学校協働活動推進員の配置促進・機能強化
- 都道府県教育委員会のアドバイザーの配置等、教育委員会の伴走支援体制の構築
- 適切かつ多様な学校運営協議会委員の人選

(3) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

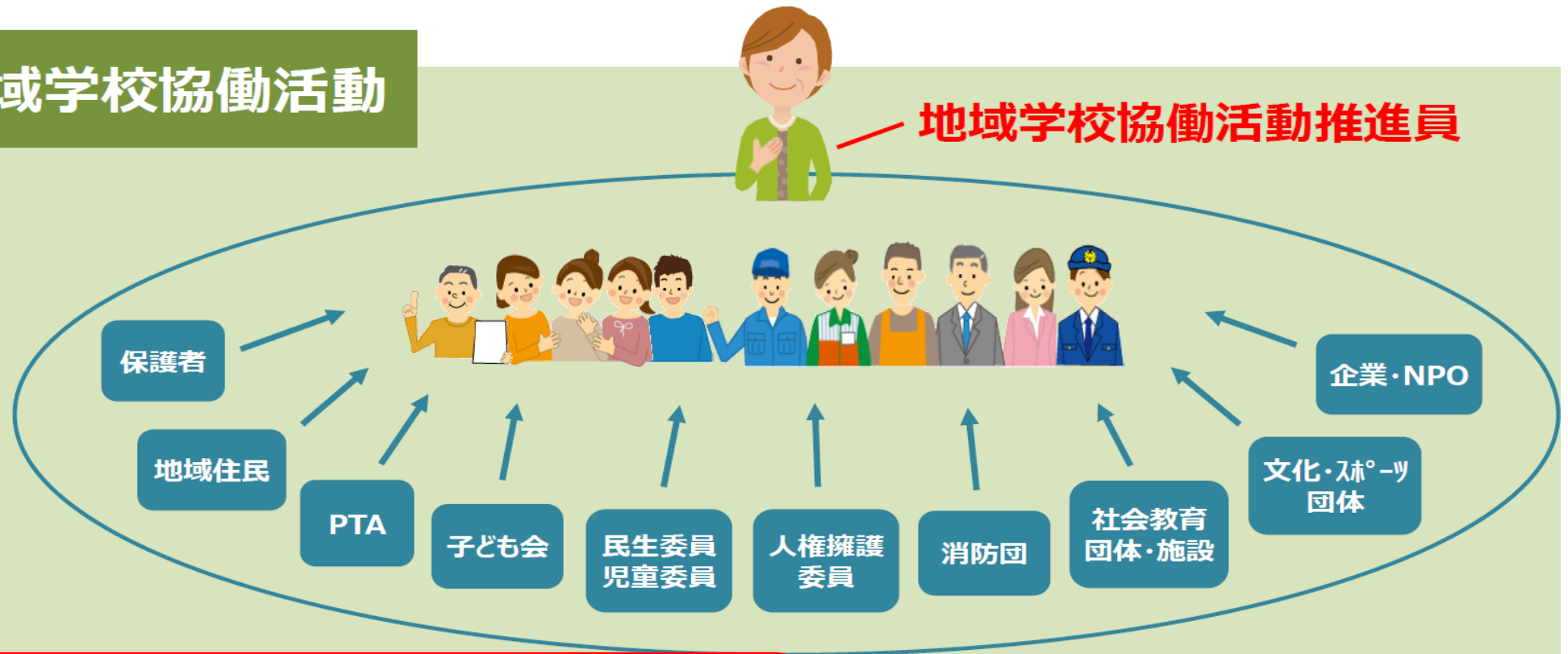
- 両取組の相乗的な連携・協働の推進
- 学校と地域が連携・協働した教育活動により、放課後等の学習支援等、多様な課題への対応を推進
- 子供たちの地域社会への参画や大人の学び等、地域課題解決のプラットフォームとしての活用

4. コミュニティ・スクール推進のための国の方策

- 教育委員会の主体的・計画的な取組、活動への支援（地域学校協働活動推進員の配置促進・常駐的な活動の支援、教育活動充実のための支援等）
- 教育委員会の伴走支援体制構築の支援（都道府県教育委員会へのアドバイザーの配置促進、CSマイスターの派遣等によるプッシュ型支援、研修支援等）
- コミュニティ・スクールに関わる関係者の理解促進（教育長・首長の理解促進、フォーラム・広報の実施、コミュニティ・スクールの実態把握等） など

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進め、未来を担う子供たちの成長を地域全体で支える社会の実現

地域学校協働活動



地域住民等の参画を得て、

・放課後等における学習支援・体験活動

(放課後子供教室など)

・授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動補助などの学校における活動

・地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事への参画など地域を活性化させる活動

などを実施

※地域学校協働本部

地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」を形成した地域学校協働活動を推進する体制

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」を踏まえた対応について

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の概要

趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置

- ・教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置(業務量管理・健康確保措置)を実施するための計画(業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。)の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- ・計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

→ 給特法第8条関係

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。

→ 学校教育法第27条、第37条関係

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額額の4%から10%まで段階的に引き上げる。
※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

→ 給特法第3条関係

(2) 学校における実施の確保のための措置

- ・公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。

→ 学校教育法第42条関係

- ・公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。

※学校運営協議会を置く学校

→ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係

施行期日

1及び2については、令和8(2026)年4月1日
3については、令和8(2026)年1月1日

→ 附則第1条関係

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」を踏まえた対応について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 新旧対照表

第四節 学校運営協議会 第四十七条の五

旧	新
<p>4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。</p>	<p>4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成、<u>当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施</u>その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。</p>



公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議



十一、業務量管理・健康確保措置の実施における学校運営協議会の役割の重要性に鑑み、学校運営協議会の設置を推進するとともに、学校運営の支援機能向上、学校運営協議会委員の研修の改善と適切な処遇を行うこと。

令和七年六月十日 参議院文教科学委員会

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」を踏まえた対応について

法改正を踏まえた対応例（1/2）

コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）

【法改正により求められる事項】
 校長が作成する「基本的な方針」に、
業務量管理・健康確保措置(※)の実施に関する内容を含める

学校運営協議会
 学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う
 校長が作成する**学校運営の基本的な方針**を承認

校長

①報告

学校における
 ・働き方改革の取組内容
 ・取組の実施状況等
 について報告

報告

②協議

報告内容を基に、
 ・学校、保護者、地域住民等の業務分担の在り方
 ・業務の優先順位を踏まえた精選・見直し
 等について協議

※その際、「学校・教師が担う業務に係る3分類」の「基本的には学校以外が担うべき業務」について、例えば、
 ✓保護者・地域住民等に対応を依頼することが出来ているか
 ✓その他の業務について教師の負担軽減に必要な支援が得られているかを確認。

④基本的方針の作成・承認

学校において講ずる
「業務量管理・健康確保措置」の内容を基本的な方針に明記し、学校運営協議会の承認を得る。

意見

③体制構築等

必要な体制を構築するため、学校運営協議会として、
 ・外部機関、地域住民等との調整（ボランティア募集等）
 ・保護者・地域住民への情報提供
 ・教育委員会又は校長に対する意見提出等の対応を行う。

地域学校協働活動推進員等が
 コーディネート

意見

⑤アクション

保護者・地域住民等と連携しつつ、業務量管理・健康確保措置の適切な実施に取り組む。

説明

承認



教育委員会

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」を踏まえた対応について

法改正を踏まえた対応例 (2/2)

学校運営協議会を設置していない学校の対応

学校運営協議会の「類似の仕組み」や学校評議員、学校関係者評価の仕組み等を活用し、保護者、地域住民等の理解と協力を得て、「業務量管理・健康確保措置」に係る対応を行うよう努めるものとする。

(参考) 「学校・教師が担う業務に係る3分類」 (H31年1月25日中教審答申)

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)	⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)	⑩授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)	⑪学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動(部活動指導員等)	⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)
		⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)
		⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等)

(※)「業務量管理・健康確保措置」

教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項)

コミュニティ・スクール、地域学校協働活動に関するパンフレット類

◇ これからの学校と地域

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に推進していくための基本的な考え方について分かりやすく解説しています。



◇ 学校運営協議会設置の手引き（令和元年度版）

コミュニティ・スクール導入を目指す教育委員会事務局や学校管理職向けのガイドブックです。

導入にあたって必要な準備や運営のポイント等を詳しく解説しています。



◇ 地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン（参考の手引）

教育委員会における、地域学校協働本部の整備、地域学校協働活動推進員等の確保・質の向上、学校・地域住民に対する情報提供、安全・安心な活動の推進といった事項について、様々な地域における先進的な事例の紹介も交えて示しています。



既存の手引き・ガイドライン等を統合するとともに、近年の制度動向や各地の取組状況等を踏まえ、内容の一部を整理・見直し



https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/ittaitekisuishin_tebiki.pdf